

# 議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

## [担当課(室)係]

財政課 財政担当  
長寿支援課 介護管理給付係：1  
建築指導課 建築審査係：2  
予防課 保安係：3

## 議案名

議案第 3 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

法令の改正に伴い、以下について所要の改正を行おうとするものです。

- 1 介護保険法の一部改正に伴う、審査手数料について
- 2 建築基準法の一部改正に伴う、法律を引用する条文の文言整備
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う、消防等に関する手数料について

## 概要

- 1 介護保険法による事業者の指定の申請に対する審査手数料の新設  
介護保険法の改正により、都道府県から市町村へ権限移譲された事務について本条例で手数料を定めます。

事務の種類	手数料の額
指定地域密着型サービス事業者の指定又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 20,000 円
指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 20,000 円

- 2 建築基準法の改正に伴う、法律を引用する条文の文言整備
- 3 消防法に基づく危険物の製造所等の設置許可、完成検査及び保安検査手数料の改定  
地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じて、検査手数料を改正します。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

## 背景・経過

- 1 平成 26 年 6 月に介護保険法が改正され、平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されます。現在、同権限を有する群馬県においては、指定居宅介護支援事業所の指定の際に、手数料を徴収しており、本市においても、同様に手数料を徴収しようとするものです。
- 2 平成 29 年 5 月に建築基準法が改正され、用途地域に田園住居地域が追加

されたことに伴い、条例に項ずれ等が生じたものです。

- 3 国は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額について3年ごとに見直しを行います。平成29年度、人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務内容の変化を踏まえ、標準額の改定を行いました。